

# 令和7年度 徳島市立 認定こども園 利用申込のてびき 【幼稚園部分（1号認定）用】

＜令和7年度 市立認定こども園 利用申込 受付期間・場所＞		
利用開始月	受付期間（必着）	受付場所
令和7年4月	令和6年10月21日（月曜）～ 11月6日（水曜）※1	利用希望施設 ※1
5月	令和7年2月17日（月曜）～ 4月15日（火曜）	子ども保育課
6月	～ 5月15日（木曜）	

以降、利用希望月の前月15日が申込受付の締切日となります。（※受付場所は子ども保育課）  
（15日が土曜・日曜・祝日の場合は、その直前の開庁日が締切日となります。）

＜ 申 込 の 注 意 事 項 ＞
<p>※1 市立認定こども園のうち、<u>富田認定こども園（令和7年度より富田幼稚園と富田保育所が統合）</u>の受付期間・受付場所が上記とは異なります。詳細はP7をご覧ください。</p> <p>市立認定こども園の<u>幼稚園部分（1号認定）</u>と、同施設の保育所部分（2号認定）及び他の認可保育施設（2号認定）との同時申込（併願）はできません。</p> <p>※ 誤って同時申込（併願）をされた方は、11月13日（水曜）までに「いずれの申込を有効とするか」を子ども保育課へご連絡ください。（連絡がない場合は、<u>幼稚園部分（1号認定）</u>の申込を有効なものとして扱いますので、あらかじめご了承ください。）</p>

## 目 次

掲 載 項 目	ページ番号
1 認定こども園について	P 1~3
2 はじめにご確認ください	P 3~4
3 教育・保育給付認定について	P 5
4 教育時間・休業日等について	P 6
5 慣らし保育について	P 7
6 利用申込について	P 7
7 申込に必要なもの	P 8
8 入園候補者の決定について	P 9
9 利用決定後の注意点について	P 9
10 広域利用（市外施設の利用）等について	P10
11 副食費について	P10
12 副食費の支払方法について	P11
13 一時預かり保育について	P11~12
14 申請書の記入例	P13~15

# 1 認定こども園について

徳島市立認定こども園は、幼保連携型認定こども園として、適切な規模の子どもの集団を保ちながら、社会性を養うためのクラス編制とし、幼稚園と保育所それぞれの長所を活かして、家庭と連携しながら年齢ごとの集団活動や異年齢交流を組み合わせ、すこやかな育ちを支援していきます。

園では、0歳から小学校就学前までの園児に対して一貫した教育及び保育の提供を一体的に行うことから、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する保育教諭を配置するとともに、認定区分に関係なく年齢ごとのクラスを編制し、小学校における教育との円滑な接続に配慮した幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育及び保育を実施します。(以降の「認定こども園の特徴・注意事項」もご参照ください。)

## ○ 市立認定こども園 一覧

施設名	所在地	電話番号	1号定員
北井上認定こども園	国府町西黒田字南傍示 275 番地の 1	088-642-6336	15 人
勝占認定こども園	勝占町中須 155 番地の 2	088-669-3001	25 人
不動認定こども園	不動本町 2 丁目 145-1	088-631-0327	9 人
富田認定こども園	富田橋 2 丁目 28 番地		20 人

## ○ 認定こども園の特徴・注意事項

保育所・幼稚園との違いは？
<p>保育所や認定こども園の保育所部分（2号認定）の利用には、保育の必要性の認定（保護者の就労等）が必要ですが、認定こども園の幼稚園部分（1号認定）の利用には必要ありません。</p> <p>このことから、認定こども園の保育所部分（2号認定）を利用中に、保護者の状況に変化（勤務先の退職等）が生じて、保育の必要性の認定要件を満たさなくなった場合、保育所では退所となりますが、認定こども園では幼稚園部分（1号認定）の利用に切り替えて、同じ施設に通い続けることができる場合があります。（※）</p> <p>※ ただし、幼稚園部分（1号認定）が既に定員超過している場合等は、切り替えて通い続けることができない場合があります。</p>
保育所・幼稚園とは、カリキュラムが違うの？
<p>認定こども園では、幼稚園教育要領と保育所保育指針とを統合して策定した「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育・保育を実施しますので、基本的なカリキュラムは保育所・幼稚園と同じです。</p>

## ○ 認定こども園の特徴（続き）

### 保護者が働いていなくても利用できるの？

認定こども園の幼稚園部分（1号認定）の利用には、保育の必要性の認定（保護者の就労等）が必要ありませんので、3歳児以上であれば保護者の就労等の状況を問わず利用できます。（※）

※ ただし、既に定員超過している場合等は、利用できないことがあります。

### 保育料・その他必要な費用は？

認定こども園における保育料・副食費の算定方法は、保育所と同様です。（P10を参照。）

保育料・副食費の他に必要な費用としては、一時預かり保育料や、延長保育料、実費徴収（教材費・行事参加費など）等が挙げられます。（詳しくは、ご希望の施設へお問い合わせください。）

### 同じ施設内で、幼稚園部分（1号認定）から 保育所部分（2号認定）に切り替えて利用できる？

認定こども園の幼稚園部分（1号認定）を利用中に保護者が就労した場合等は、保育の必要性の認定を受けた上で、同じ施設内の幼稚園部分（1号認定）から保育所部分（2号認定）の利用に切り替えて、同じ施設に通い続けることができる場合があります。（※）

※ 保育所部分（2号認定）の利用にあたっては、本市による利用調整（入所選考）を経ることとなるため、必ず保育所部分（2号認定）への切り替え利用ができる訳ではありません。

なお、市立認定こども園における「同じ施設内での1号→2号の切り替え利用」については、次の要件をすべて満たす場合に限りますので、ご注意ください。

- 保護者の保育の必要性の事由（保育認定の理由）が「求職中」でないこと
- 保護者の就労等時間が、幼稚園部分（1号認定）の教育時間（8:30～13:30）内でないこと
- 就労状況の変化など、「保護者の状況に客観的な変化（※）」があること

※ 保育所部分（2号認定）の利用申込ができるにも関わらず、幼稚園部分（1号認定）を申込して利用開始となった児童の保護者については、就労状況の変化など保護者の状況に明らかな変化がない場合には、1号から2号への切り替え利用は認められませんので、ご注意ください。

## ○ 認定こども園の特徴（続き）

認定こども園の幼稚園部分（1号認定）と保育所部分（2号認定）とを同時に申込（併願）できる？

市立認定こども園の幼稚園部分（1号認定）と、同施設の保育所部分（2号認定）や、他の認可保育施設（2号認定）との同時申込（併願）はできません。

※1 市立認定こども園については、真に幼稚園部分の教育時間（8:30～13:30）内での利用を希望している保護者に、その利用が行き渡るよう、上記の取り扱いとしています。就労時間が幼稚園部分の教育時間（8:30～13:30）を超える保護者の方については、保育所部分（2号認定）での利用申込をお願いします。

※2 私立認定こども園の幼稚園部分（1号認定）の申込については、各施設へ直接お問い合わせください。

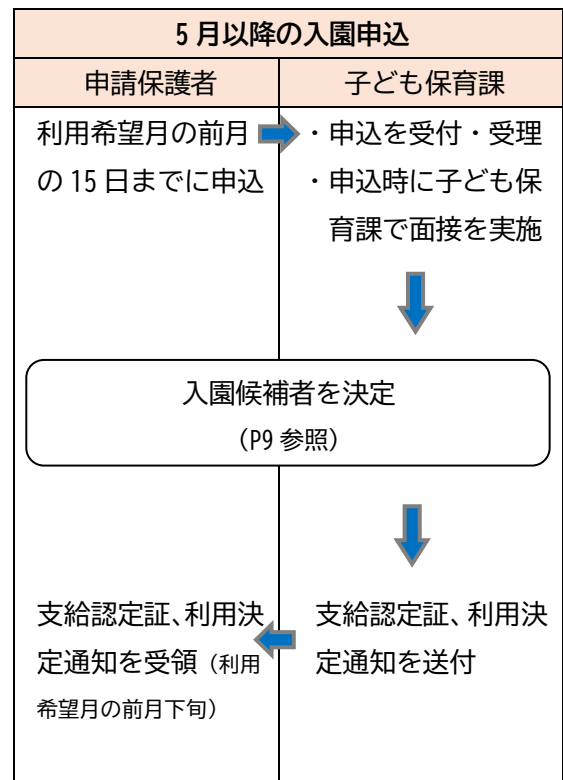
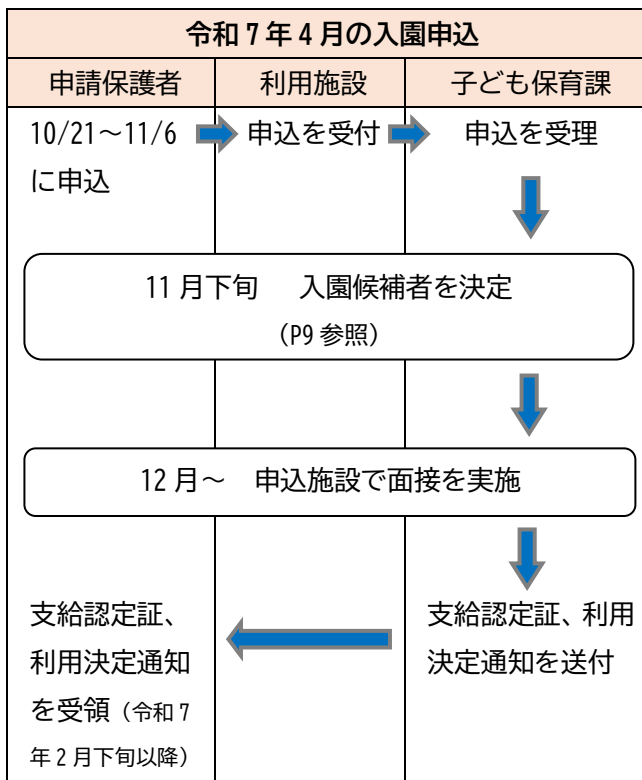
## 2 はじめにご確認ください

### ○ 利用申込の対象となる方

認定こども園の幼稚園部分（1号認定）は、3歳以上の児童であれば、保護者の就労や妊娠・出産、疾病などの「保育を必要とする事由」を満たさなくても、利用申込ができます。

### ○ 申込から利用までの流れ

認定こども園の幼稚園部分（1号認定）の申込から利用までの流れは、次のとおりです。



## ○ 他の施設との同時申込（併願）について

市立認定こども園の幼稚園部分（1号認定）と、他の施設との同時申込（併願）の可否については、次のとおりです。（同時申込が不可の施設がありますので、ご注意ください。）

他の施設	併願の可否	備 考
● 市立 幼稚園	<u>不可</u>	ただし、両施設の選考（抽選）の終了後に、入園候補者もしくは補欠者を辞退した場合は、申込が可能です。（特別な支援に必要な手続き上、特別に併願を認める場合があります。）
● 私立 幼稚園 ● 私立 認定こども園の幼稚園部分（1号認定）	可	● 同時申込（併願）した他施設を利用することが決定した場合には、「申込した市立認定こども園 及び 子ども保育課」へ、その旨を必ずご連絡ください。 ● 私立幼稚園及び私立認定こども園の幼稚園部分（1号認定）の申込については、各施設へ直接お問い合わせください。
● 市立 認定こども園の保育所部分（2号認定）	<u>不可</u>	● ただし、申込した幼稚園部分（1号認定）の選考（抽選）の終了後に、入園候補者もしくは補欠者を辞退した場合は、申込が可能です。 ● <u>誤って同時申込（併願）をされた方は、11月13日（水曜）までに「いずれの申込を有効にするか」を子ども保育課へご連絡ください。</u> <u>（連絡がない場合は、幼稚園部分（1号認定）の申込を有効なものとして取扱いますので、あらかじめご了承ください。）</u>
● 市立 保育所 ● 私立 保育所（園） ● 私立 認定こども園の保育所部分（2号認定）		● 市立認定こども園では、真に幼稚園部分の教育時間（8:30～13:30）内での利用を希望している保護者に、その利用が行き渡るよう、当該取扱いとしています。就労時間が幼稚園部分の教育時間（8:30～13:30）を超える保護者の方は、保育所部分（2号認定）の利用申込をお願いします。

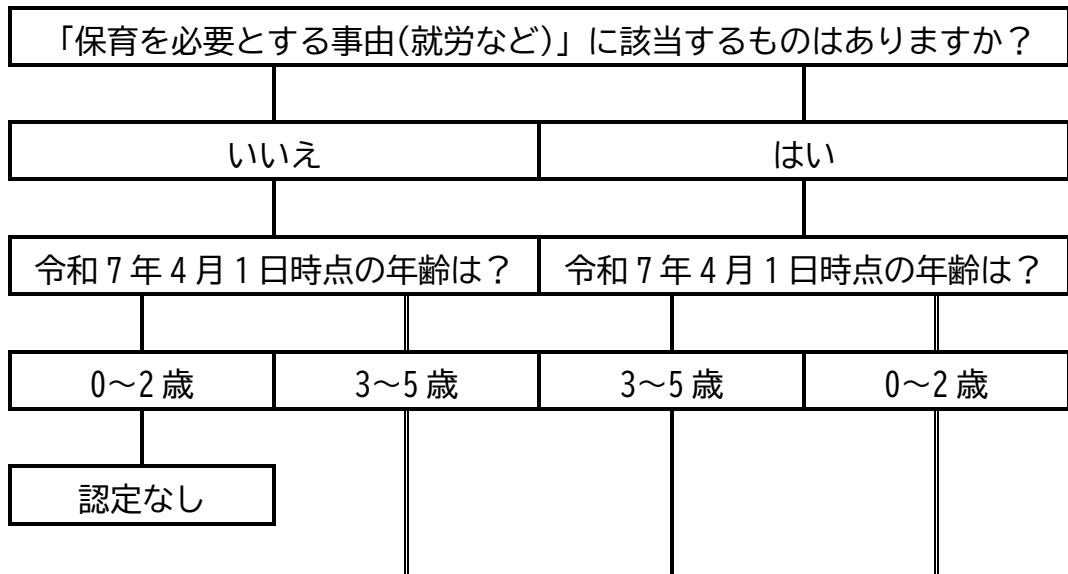
## ○ 施設見学について

各種感染症の拡大防止等の観点から、施設見学をご遠慮いただく場合があります。

見学を希望する場合は、各施設へお問い合わせください。

### 3 教育・保育給付認定について

認定こども園を利用する場合は、本市で「教育・保育給付認定（1号認定）」を受ける必要があります。次のフローチャートで、ご自身の認定区分をご確認ください。



	認定区分	1号	2号	3号
認可保育施設の種類	教育標準時間	保育認定		
市立幼稚園	○			
市立・私立保育所（園）			○	○
地域型保育施設				○
市立・私立認定こども園		○	○	○

- 保育所（園）・認定こども園の保育所部分（2号認定）の申請を希望する方は、別紙「保育所等利用申込のてびき 保育所部分（2・3号認定）新規申込用」をご確認ください。
- 市立認定こども園の幼稚園部分（1号認定）と、同施設の保育所部分（2号認定）・他の認可保育施設とは、同時申込（併願）は出来ません。

#### <認定を受ける際の注意点>

- ・ 教育・保育給付認定申請と認定こども園利用申込は、同じ用紙で同時に行うことができます。
- ・ 市立幼稚園、私立認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育部分について、無償化の制度を利用する場合は、別途、施設等利用給付認定が必要となります。
- ・ 教育・保育給付認定証が交付されても、施設利用が決定するわけではありません。（教育認定を受けられても、定員超過等により利用ができない場合もあります。）



## 4 教育時間・休業日等について

教育時間	8時30分～13時30分（月曜～金曜）
登園時間	8時30分～8時50分 （※8時30分以前に児童の預かりは出来ません。）
降園時間	13時30分
休業日等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日曜日、土曜日及び・国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>・ 学年始休業日（4月1日～4月4日）</li> <li>・ 夏季休業日（8月1日～8月15日）</li> <li>・ 冬季休業日（12月24日～翌年1月7日）</li> <li>・ 学年末休業日（3月25日～3月31日）</li> <li>・ 台風による大雨警報等、気象警報の発令時</li> </ul>

### ○ 1日の流れと年間行事の例

時間	1号認定児	
	通常	一時預かり利用
8:30		
9:00	・ 登園	
9:30	・ 健康状態観察	
10:00	・ 活動（学級別や異年齢での活動、園外保	
10:30	育等）	
11:00		
11:30		
12:00	・ 昼食準備	
12:30	・ 昼食	
13:00	・ 活動	・ 昼寝の準備
13:30	・ 降園準備	・ 昼寝
14:00	・ 降園	
14:30		
15:00		
15:30		・ おやつ
16:00		・ 活動、降園準備
16:30		・ 降園
17:00		

年間の行事	
入園式	新入園児を迎える会
こどもの日の集い	健康診断
七夕の集い	プール開き
夏まつり	お月見の集い
運動会	参観日
給食試食会	親子遠足
生活発表会	節分の集い
ひなまつりの集い	お別れ会
修了式	
毎月の行事	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誕生会</li> <li>・ 身体測定（学期毎に実施）</li> <li>・ 避難訓練</li> <li>・ 消火訓練（心肺蘇生法を含む）</li> </ul>	

※ 一時預かり保育については、P11の利用要件に該当する場合のみ利用できますので、ご注意ください。



## 5 慣らし保育について

認定こども園にはじめて入園する児童は、保護者と離れて過ごすことや、慣れない場所で集団の中で過ごすことといった環境の変化に「とまどい・不安」を持つことがあります。そのため、認定こども園では、はじめて入園する児童を対象に、園での生活に無理なく慣れることを目的として「慣らし保育」を行っています。

慣らし保育では、最初は1～2時間の保育から始め、児童の年齢や状態に合わせて徐々に時間を延ばしていきます。(約2週間実施します。) 慣らし保育期間中は、早めのお迎えをお願いすることとなりますが、慣らし保育は、認定こども園での生活を行うために非常に大切なものですので、ご協力をお願いいたします。

※ 慣らし保育は入園日からの開始となり、入園日の以前から行うことはできません。(仕事時間の関係などで短い時間の保育が不都合な場合等は、各施設へご相談ください。)

## 6 利用申込について

### ○ 令和7年4月入園 利用申込の受付期間・場所

施設名	受付期間	受付場所	入園候補者の決定
北井上認定こども園	10月21日(月曜)	北井上認定こども園	11月下旬
勝占認定こども園	11月6日(水曜) [受付時間]	勝占認定こども園	
不動認定こども園	月曜～金曜 8:30～17:00 (祝日除く)	不動認定こども園	
富田認定こども園	10月28日(月曜) 10月30日(水曜) 10月31日(木曜) 11月1日(金曜) 11月6日(水曜) [受付時間] 9:00～12:00 13:00～17:00	子ども保育課 (ふれあい健康館3階 研修室1)	

4月入所において、富田認定こども園を希望施設として申込する方には、申込の受付当日に面接を行いますので、必ず申請児童と一緒にお願いします。(予約が必要です)

※ 上記日程で申込みができない場合は、10月21日(月曜)～11月6日(水曜)の期間中に子ども保育課で申込みをしてください。(この場合にも予約が必要です)

○ **令和7年5月以降入園 利用申込の受付期間・場所**

以降の 年度途中での 入園申込	受付期間	令和7年 2月17日(月曜)～ 利用希望月の前月15日(※) [受付時間] 8:30～17:00(祝日除く)
	受付場所	子ども保育課
	入園候補者の 決定	利用希望月の前月の下旬

※ 15日が土曜・日曜・祝日の場合は、締切日はその直前の開庁日となります。また、年度途中での申込については、令和7年2月17日(月曜)以降の開庁日であればいつでも可能です。

○ **参考(私立認定こども園の申込について)**

私立認定こども園の幼稚園部分(1号認定)の申込場所は、各施設となります。

○ **お願い(利用申込後、他の施設の利用が決定した場合のご連絡について)**

市立認定こども園の幼稚園部分(1号認定)の申込後に、他の施設(私立認定こども園・認可外保育施設等)を利用することが決定した場合は、申込した市立認定こども園及び子ども保育課(電話:621-5193)へ必ずご連絡ください。

**7 申込に必要なもの**

**教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書(記入例 P13～15)**

※ 申請児童1人につき1部必要です。両面とも記入してください。

**個人番号提供書**

※ 世帯員全員のマイナンバーを記入してください。(複数児童の申請をする際は、1部原本があれば、他の児童はコピーで結構です。)なお、申込受付時にはマイナンバーの確認書類及び本人確認書類(顔写真付きの証明書)が必要です。(4月入園の場合は、児童面接の際に確認します。)

**副食費の免除判定のための書類(次の世帯状況に該当する方のみ提出)**

※1 複数児童の申請をする際は、1部原本があれば、他の児童はコピーで結構です。

※2 副食費の金額・算定方法については、P10をご確認ください。

世帯状況	必要書類
ひとり親世帯	次のいずれか1つ <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)の写し(証明日が直近3カ月以内のもの) <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証の写し(最新のもの) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給者証の写し(最新のもの)
申請児童の小学校就学前の兄弟が、市立幼稚園以外の幼稚園等を利用している場合	<input type="checkbox"/> 在園証明書 など

## 8 入園候補者の決定について

申込者数が受入予定数を超過した場合は、「施設所在地区と同じ中学校区内に現に居住している方」を優先して入園候補者に決定し、これにより決定できない場合には抽選により決定します。

上記の結果、入園候補者に決定しなかった方には、補欠番号を交付して補欠順位を決定し、後に欠員（受入可能枠）が生じた場合は、補欠順位が高い順に入園候補者として決定します。

■ 「入園候補者を決定するための抽選」を実施することとなった場合は、該当する申込者に対して抽選を実施する日時・場所等を通知します。（抽選を実施することなく入園候補者に決定した場合は、面接案内を通知します。） ※「入園候補者を決定するための抽選」を辞退する場合は、「認定申請取下書 兼 利用取消申請書」を提出してください。（用紙は、子ども保育課でお渡しします。）

■ 入園候補者に決定しなかった方には、原則として、「補欠番号を決定するための抽選」を実施します。（抽選の実施方法等については、個別に連絡します。）

## 9 利用決定後の注意点について

### ○ 利用決定通知・支給認定証の交付について

令和7年4月の入園候補者となった方には、2月下旬に利用決定通知及び支給認定証を交付します。（5月以降の入園の場合は、利用希望月の前月下旬に通知します。）

### ○ 入園説明会への参加について

利用決定後、各施設で説明会・健康診断がありますので、必ず参加してください。（日時の都合が悪い場合等は、各施設に事前にお伝えください。）

### ○ 利用開始後に家庭・就労状況等に変更があった場合（重要）

認定こども園の利用開始後に、申請していた内容に変更があった場合（＝住所の変更や、家庭・就労状況の変更等があった場合）は、「申込事項変更届」の提出が必要となりますので、速やかに利用中の施設で手続きしてください。（申込事項変更届や証明書類等の様式は、子ども保育課・各施設の他、本市ホームページでも取得できます。）

#### <保育所等（2号認定）の利用を希望する場合>

「幼稚園部分（1号認定）の申込時には就労していなかったが、新たに就労することとなった」等の理由により、同園の保育所部分や他の認可保育施設（2号認定）の利用を希望する場合は、別途、保育所等（2号認定）の認定申請・利用申込が必要となります。なお、利用希望施設の申込者数が受入予定数を超過する場合は、本市で利用調整（入所選考※）を行います。

※ 利用調整（入所選考）では、保護者の就労状況や家庭状況等を確認し、より保育の必要性が高いと考えられる児童が優先的に利用できるよう調整しますので、必ず1号から2号へ切り替えて利用できるわけではありません。

## ○ 途中退園について

転居などの理由により、年度や認定期間の途中で退園する場合は、退園する日の10日前までに「退園届」を利用中の施設に提出してください。(用紙は、子ども保育課・各施設でお渡しします。)

## ○ その他

- 食物アレルギーのある児童については、アレルギーに対応した給食を可能な範囲で提供しますので、利用開始までに「食物アレルギー主治医診断書」等を認定こども園に提出してください。
- 午前7時の時点で本市に気象警報（暴風・大雨・大津波・洪水・大雪）が発令されている場合は、臨時休業となります。また、登園後に上記の気象警報が発令された場合は、今後の天候や周辺の安全状況、避難情報発令の有無等を考慮したうえで、「保護者に対する園児の迎えの依頼」・「一時待機」等の判断を行った後、保護者の方に連絡します。
- 利用児童が新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ、その他の感染症に罹患した場合は、感染した児童に対し、登所（園）の自粛をお願いすることがあります。  
また、施設内で一定数以上の感染者が発生した場合には、クラス単位、施設全体での登所（園）の自粛をお願いすることがあります。

## 10 広域利用（市外施設の利用）等について

### ○ 徳島市へ転入予定の場合（市外居住者が、徳島市への転入を予定している場合）

徳島市居住者と同じ方法で、利用申込をしてください。

この場合は、広域利用ではなく、通常の申込として取扱いますが、利用希望月の1日までに本市に住民票を異動することが条件となりますので、ご注意ください。(詳しくは、子ども保育課へご相談ください。)

### ○ 広域受託の場合（市外居住者が、徳島市へ転入せずに徳島市内の施設利用を希望する場合）

居住地の市区町村で、利用申込をしてください。

#### <注意事項>

- ※1 利用申込の方法等について、居住地の市区町村に相談の上、表紙記載の締切日（必着）の約10日前までに申込をしてください。
- ※2 利用調整（入所選考）にあたっては、徳島市内居住者を優先しますので、ご了承ください。

## 11 副食費について

3～5歳児（4月1日現在の年齢）は、保育料については無料ですが、給食の材料にかかる費用（副食費）については保護者の負担となります。

ただし、次に該当する場合は、副食費が免除となります。

#### 副食費が免除となる世帯状況

- ・ 市町村民税所得割額 77,100 円以下の世帯
- ・ 第3子以降の子ども
- ・ 第1子が満18歳未満の第2子のうち、市町村民税所得割額 211,200 円以下の世帯

## 12 副食費の支払方法について

副食費の支払方法は、原則として口座振替でお願いします。

利用施設が決定した後、施設から交付される「口座振替依頼書」と、ご自身の「預貯金通帳とその届出印鑑」を準備し、次の金融機関で口座振替の手続きをお願いします。

### <口座振替が可能な金融機関>

阿波銀行、四国銀行、徳島大正銀行、徳島信用金庫、伊予銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、百十四銀行、高知銀行、愛媛銀行、香川銀行、四国労働金庫、徳島市農協、徳島県信用農業協同組合連合会、ゆうちょ銀行・郵便局の各店舗

- 口座振替に手数料はかかりません。
- 毎月末日が振替日となり、金融機関が休日の場合は、翌営業日になります。
- 副食費がかからない場合は、口座振替の手続きは不要です。
- 一時預かり保育料、その他の実費徴収の支払方法は、各施設へお問い合わせください。

## 13 一時預かり保育について

### ○ 利用要件

市立認定こども園における一時預かり保育は、次の(1)・(2)・(3)の要件に該当する明確な理由がある場合のみ利用できます。

#### (1) 日常生活上の突発的な事情

##### 【利用できる事例】

- 保護者の疾病及び入院
- 保護者の家族の看護及び介護（子や祖父母等の負傷・疾病による治療・療養中の付添いや通院の世話、出産の付添い等）
- 保護者の勤務時間の変更（雇用主により午前の勤務時間が午後に変更や延長された等）
- 送迎中の事故や交通遮断等の不可抗力によるもの
- 子の参観日や個人懇談、入学式、卒業式

#### (2) 社会参加等で原則子どもを同伴できないもの

##### 【利用できる事例】

- 裁判員等として裁判や審議等に出席する場合
- 公的機関が主催する会議（審議会、市民会議）等への出席
- 葬儀（職場や町内会関係等）への参列
- 保護者の健康診断

##### 【利用できない事例】

- 個人の都合で日程を決めることのできるもの（スポーツ教室や趣味のサークル活動等）

#### (3) その他

上記項目と同様に緊急性の高いもの及び社会参加に該当するものとして特に市長が認めた場合

## ○ 実施日・利用時間・保育料・利用上の注意

市立認定こども園における一時預かり保育の実施日・利用時間等については、次のとおりです。

### (1) 実施日

月曜日から金曜日（長期休業日を含む）

#### 【実施しない日】

- 土曜日及び日曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
- 台風、感染症等により臨時休業となった日

### (2) 利用時間

13時31分から16時まで

※ ただし、長期休業中は8時30分から16時まで

### (3) 一時預かり保育料

利用区分		利用時間	利用料金	やむを得ない理由により、16時を過ぎた場合
通常日		13時31分から16時までの間	500円	200円
長期休業日	全日	8時30分から16時までの間	1,000円	
	午前	8時30分から12時30分までの間(※)	400円	
	午後	12時30分から16時までの間	600円	

※ 午前の利用が午後にかかった場合は、全日利用料金（1,000円）となります。

### (4) 利用上の注意

- 利用対象者は、市立認定こども園に在園する1号認定児のみです。
- 利用時間は、平日の教育時間終了後13時31分から16時までとなりますので、お迎えは利用時間が終了するまでをお願いします。なお、やむを得ない理由により利用時間を過ぎた場合は追加料金が発生します。
- 他の園児と一緒に昼寝をしますので、布団とパジャマの用意をお願いします。ただし、長期休業中の午前だけの利用の場合は必要ありません。
- 長期休業中に全日または午前だけの利用の場合は、副食（おかず）を用意しますので、主食（白ごはん）を家庭から持参してください。午後だけの利用の場合は、副食（おかず）の提供はありません。また、全日または午後だけの利用の場合はおやつを提供します。
- 申請の時間等により、おやつが2・3号認定児と別の内容になることがあります。



# 申請書の記入例



# 14 記入例（申請書）

教育認定（1号）用

## 令和7年度 教育・保育給付認定（施設型給付費）申請書 及び 徳島市立認定こども園利用申込書

徳島市長 宛

次のとおり、施設型給付費に係る教育・保育給付認定（教育標準時間認定）を申請します。  
なお、徳島市が施設型給付費等の教育・保育給付認定、利用者負担額、副食費徴収免除及び給付事  
業者を  
帯者  
いて、  
電話番号は、日中に連絡可能な番号  
を①から順に記入してください。

記入例  
(市立1号用)

保護者は、徳島市に住民票のある方としてください。

電話番号は、日中に連絡可能な番号を①から順に記入してください。

令和 年 月 日

申請児童	フリガナ 氏名	トクシマ ハナコ 徳島 花子	性別	女	生 年 月 日	令和 2 年 4 月 3 日	R7.4.1現在年齢	4 歳
保護者	フリガナ 氏名	トクシマ タロウ 徳島 太郎	連絡先 (TEL)	① 090-2222-3333 ② 090-3333-4444 ③ 090-4444-5555	続柄 [ 母 ] 続柄 [ 父 ] 続柄 [ 祖父 ]			
	住所	〒770-8053 徳島市沖浜東2丁目16番地						
	住所	令和6年1月1日の住所	父 <input checked="" type="checkbox"/> 徳島市内 <input type="checkbox"/> 徳島市外	住所: [ ]	母 <input type="checkbox"/> 徳島市内 <input checked="" type="checkbox"/> 徳島市外	住所: [ 徳島県●●市●●町1000番地の1 ]		
申請児童の状況	アレルギーの有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	障害・持病等の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
申請世帯の状況	ひとり親世帯の該当	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	生活保護の受給	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				

### ① 世帯の状況 ※ 申請児童を除く 同一敷地内の全員（世帯別でも）を記入、申請児童の父母・兄弟は別居の場合でも記入

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校・保育所等 R6.4.1現在	備 考
トクシマ タロウ 徳島 太郎	父	S58年 1月 3日	42 歳	●●株式会社	単身赴任中
トクシマ カズコ 徳島 和子	母	S59年 1月 4日	41 歳	●●病院	単身赴任中、別居中など、状況に応じて記入してください。
トクシマ タロウ 徳島 一郎	兄	R1年 5月 3日	5 歳	●●保育所	
アワ フユミ 阿波 冬美	祖母	S36年 1月 6日	64 歳	無 職	
		年 月 日	歳		

本申請による申込以外に、他の施設を申込している場合は記入してください。

### ② 利用希望する期間・施設等

利用希望期間	令和 7 年 4 月 1 日 から <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学年 <input type="checkbox"/>
利用希望施設	徳島市立 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 認定こども園
他の施設との併願の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [施設名: ▲▲認定こども園] <input type="checkbox"/> 無

< 記入の際の注意事項 >

- 黒ボールペンで記入してください。（消すことができるボールペン、修正ペン・修正テープは使用不可。）  
また、本申請書は、申請児童1人につき、1枚作成してください。
- 市立認定こども園の幼稚園部分（1号認定）と、同施設の保育所部分（2号認定）や、他の認可保育施設（2号認定）との同時申込（併願）はできません。
- 本書による申込後に、併願している他施設を利用することが決定した場合は、申込した市立認定こども園及び子ども保育課（電話：621-5193）へ必ずご連絡ください。

③ 児童の健康状況等について

申請児童の健康状態を正確に記入してください。

出生体重	3,200 g	妊娠期間	40 週	現在の体重	15 g・kg
1歳6カ月健診は受けていますか？		<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
「はい」と回答した場合	健診時に医師・保健師からの指導・指摘があった場合は、その内容を記入してください。				
「いいえ」と回答した場合	なぜ受診していないのか理由を記入してください。				
3歳健診は受けていますか？		<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ			
「はい」と回答した場合	健診時に医師・保健師からの指導・指摘があった場合は、その内容を記入してください。				
「いいえ」と回答した場合	なぜ受診していないのか理由を記入してください。 <b>病気であったため、受診できていない。</b>				
視力について気になることはありませんか？	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		[* ありの場合は、次のうち該当するものにチェックしてください]		
	<input checked="" type="checkbox"/> 物を見るときに目を細めたり、極端に目を近づけて見ようとする <input type="checkbox"/> 横目で見たり、上目遣いで見ようとする。 <input type="checkbox"/> 眼鏡が必要 ( <input type="checkbox"/> 遠視 <input type="checkbox"/> 弱視 <input type="checkbox"/> その他 [            ] ) <input type="checkbox"/> その他 [            ]				
耳の聞こえが悪いのではないかと気になったことはありませんか？	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		[* ありの場合は、次のうち該当するものにチェックしてください]		
	<input type="checkbox"/> 後ろから呼んでも振り向かない <input type="checkbox"/> 言葉の遅れを感じる <input type="checkbox"/> 言葉や理解で気になる点がある <input type="checkbox"/> その他 [            ]				
けいれんをおこしたことはありませんか？	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		[* ありの場合は、次のうち該当するものにチェックしてください]		
	回 数	2 回	一番最近の発生日年	R1年 6月	けいれん時の体温
けいれん時の状態 <b>発熱時に一度発生したものの、すぐに治まった。(受診したが医師から特に指示なし。)</b>					
アレルギー原因となる食物はありますか？	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		[* ありの場合は、次を記入してください]		
	アレルギーの原因となる食物 <b>生卵、牛乳</b> アナフィラキシーをおこしたことはありますか？		<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
薬の服用はありますか？	薬の服用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		薬の服用ありの場合	エビペン・内服薬 薬の種類 [            ]
通院・入院歴はありますか？	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		[* ありの場合は、次を記入してください]		
	いつ頃	歳 月	病 名		
	手術歴	歳 月	手術名		
	病院名				
現 況	<input type="checkbox"/> 経過観察中 <input type="checkbox"/> 通院中 ( 週・月に [    ] 日程度、病院名 [            ] ) <input type="checkbox"/> 完治している				
現在治療中の病気はありますか？	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		[* ありの場合は、次を記入してください]		
	病 名				
手術歴					
薬の服用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		薬の服用ありの場合	薬の種類 [            ]	
児童の発育状況・健康状態に關し、集団生活の際に気をつけることや、その他施設等に伝えたいことがあれば記入してください。	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		[* ありの場合は、次を記入してください]		
	<b>最近、物を見る時に、目を細めることが多くなっているように思う。</b> <b>卵については、加熱した場合にはアレルギーはおこりません。</b>				

以下は、徳島市記入欄のため、記入しないでください

応答者	父・母・祖父・祖母 (父方・母方)	
面談員	面談日	令和 年 月 日

教育・保育給付認定や、保育所等のご利用に関するご相談は、  
下記担当課までお願いします。(本書の内容は、令和6年10月現在の  
ものであり、今後変更となる場合があります。)

〒770-8053

徳島市沖浜東2丁目16

(ふれあい健康館3階)

**徳島市 子ども未来部**  
**子ども保育課 入所・入園係**

TEL : 088-621-5193

FAX : 088-621-5036